

# 放置自転車の発展途上国等への無償提供について

川崎市建設局自転車対策室

本市では、昭和62年に「川崎市自転車等の防止に関する条例」を定め、駐輪場の整備とともに、駅周辺地区を放置禁止区域に指定し放置自転車等の撤去を進めてきました。

現在までに、市内に140箇所の駐輪場を整備し、40駅周辺地区を放置禁止区域に指定してきましたが、近年の健康志向や環境意識の向上などを背景とした利用ニーズの高まりや、本市の人口増加などにより自転車利用者が増加しており、放置自転車の台数は大幅な減少にはいたっておりません。

放置自転車等については、計画的に撤去を実施し、市内9箇所の保管所へ運搬（平成20年度実績約7万台）、返還業務を行っていますが、駅から離れた保管所の立地状況やディスカウントストアなどで安い自転車が入手できること、撤去・保管手数料が2,500円かかることなどの理由からか、返還率は自転車で約50%、原動機付き自転車でも約66%（平成20年度実績）と決して高くはありません。

これら引取りのない放置自転車等については、有効活用と廃棄処分費用の削減を図るために、競争入札等により売却しているほか、公用業務への再利用、外国への無償提供を行っています。

放置自転車の海外提供は、廃棄自転車の有効活用や発展途上国の福祉の向上などの観点から、昭和63年に姉妹都市となっている中華人民共和国の瀋陽市へ提供したのを始めに、友好港であるダナン港を擁するベトナム社会主義共和国のダナン市などに無償提供してきましたが、提供するにあたっての基準を定めておらず、依頼国、目的、運搬方法、日本における対応窓口等を考慮して、その都度判断してきました。

しかしながら近年、発展途上国からの自転車の提供要請が増加傾向にあり、また、撤去した自転車を適正に管理し、一定の基準に基づいた対応を行う必要があることから、平成17年に「放置自転車海外提供指針」を定め、この方針に基づいて対応しています。

指針の考え方としましては、提供した自転車が、福祉・教育等の目的に利用されることを担保するため、提供先国の大蔵省又は、日本で活動する国際援助等の団体（NPO法人等）を経由して行うものとしました。また、提供する自転車は現状のまま無償で提供することとし、運搬については、本市で管理している保管所から提供先までは全て要請者が行い、提供後における一切の責任及

び費用負担は、提供先政府又はNPO法人等が負うものとしました。

ここ数年では、年に3～4回、台数にして年に2,000台程度の自転車を無償提供しております。これまでの実績としましては、合計32回、9つの国に対し、延べ9,476台の自転車を無償提供してきました。

また、無償提供とは違いますが、品質の良好な自転車を一次売却として競争入札にかけた後、残った自転車については、二次売却として競争入札により選定した業者に売却しておりますが、その自転車を販売するときは海外で売却することを契約条項に謳っていますので、結果的に低価格の自転車が、自転車を必要とされる国に供給されることとなっています。

最後に、現在、撤去・保管に要する費用が撤去・保管に係る手数料収入を大きく上回っていることから、売却収入をできるだけ確保したいという市の事情もありますが、今後も、NPO法人などから発展途上国への提供要請があれば、できる限り対応してまいりたいと考えています。

撤去自転車の海外無償提供の実績（H21. 6. 17 現在）

提供相手国	提供年	回 数	提供延台数
中華人民共和国	昭和 63 年	1	100
セイシェル共和国	昭和 63 年～平成 6 年	3	150
ベトナム社会主義共和国	平成 4 年～平成 21 年	14	3, 750
ミャンマー連邦	平成 8 年・平成 17 年	2	504
エクアドル共和国	平成 15 年	1	120
ハイチ共和国	平成 15 年	1	10
マレーシア連邦	平成 17 年～平成 20 年	4	1, 883
ガーナ共和国	平成 19 年～平成 21 年	4	2, 209
カンボジア王国	平成 19 年～平成 21 年	2	750
合 計		32	9, 476 台



コンテナへの積み込み作業風景



川崎港にてベトナム友好協会のメンバーらと